

新潟県農村総合整備事業補助金交付要綱

昭和 54 年 11 月 1 日	農総第 321 号	制定
昭和 57 年 10 月 6 日	農総第 347 号	改正
昭和 58 年 5 月 21 日	農総第 205 号	改正
平成 3 年 11 月 1 日	農総第 401 号	改正
平成 4 年 1 月 6 日	農総第 438 号	改正
平成 5 年 4 月 1 日	農総第 56 号	改正
平成 7 年 4 月 1 日	農環第 370 号	改正
平成 8 年 5 月 10 日	農環第 187 号	改正
平成 9 年 4 月 1 日	農環第 574 号	改正
平成 10 年 3 月 30 日	農建第 796 号	改正
平成 20 年 4 月 22 日	農環第 542 号	改正
平成 22 年 10 月 21 日	農環第 626 号	改正
平成 24 年 4 月 1 日	農環第 503 号	改正
平成 26 年 4 月 1 日	農環第 545 号	改正
平成 27 年 4 月 1 日	農環第 614 号	改正
平成 28 年 3 月 18 日	農環第 651 号	改正
平成 28 年 4 月 1 日	農環第 525 号	改正
平成 30 年 4 月 2 日	農環第 566 号	改正
令和 3 年 3 月 30 日	農管第 637 号	改正
令和 3 年 4 月 1 日	農環第 569 号	改正

(趣旨)

第1 知事は、農村の総合的な整備に資するため、市町村等が農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）及び農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に際しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第2 この補助金は、別表に定める基準により交付するものとする。

(経費流用の禁止)

第3 別表の事業の欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用してはならない。

(交付の条件)

第4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第 7 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第 7 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業が完了し、又は事業を中止し、若しくは廃止した場合において、工事材料その他の物件が残存するときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告してその指示を受けること。

- (6) この補助金により取得した資材・機械等を事業の完了、中止又は廃止によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 当該事業につき、受益地の全部又は一部が、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の公告のあった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年以内に農地でなくなった場合には、その転用の規模が小さいこと等知事が別に定める理由を除き、交付した補助金のうち転用面積の受益地の総面積に対応する金額（知事がこれより少ない金額を定めたときは、その定めた金額）に相当する部分を県に返還させるものであること。
- (9) 当該事業につき、土地改良法第 113 条の 2 第 2 項の公告のあった日（その公告において、工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年以内に、昭和 45 年 7 月 4 日付け 45 農地 A 第 1086 号農林事務次官通達記の 2 の(1)に掲げる事由に該当した場合（知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）には、補助金のうち開田面積の受益地の総面積に対応する金額（受益地外の開田された土地に対して用水を使用させた場合にあつては、当該かんがい施設につき交付された補助金の額を受益地の面積で除して得た額に、当該使用に係る面積を乗じて得た額）に相当する部分を県に返還させるものであること。
- (10) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機械等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業終了の翌年度から起算して 5 か年間保管しておかなければならないこと。
- (12) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間内にあるものについては、別記第 1 号様式による財産管理台帳及びその関係書類を整備し、及び保管しておかなければならないこと。
- (13) 規則第 12 条の規定による実績報告を行う場合は、別に定めるもののほか、次に定めるところによること。
- ア この補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税仕入控除税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定している場合は、実績報告に係る補助金の精算額は、当該消費税仕入控除税額を減額した後のものとする。
- イ この補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合は、実績報告に係る補助金の精算額は、当該消費税仕入控除税額がないものとしたときのものとする。
- (14) (13)イに定めるところにより実績報告を行う場合において、この補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、別記第 9 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額の補助金を県に返還すること。
- また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第 13 条の規定による額の確定のあった日の翌年 6 月 10 日までに同様式により知事に報告すること。
- (15) 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (16) 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は(15)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、第10号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させないこと。
- (17) 補助事業者（地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第54号）第1条に規定する法人に限る。）は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。
- (18) 補助事業者は、規則第4条第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (19) 規則第15条第2項各号のほか、市町村以外の者（以下「間接補助事業者」という。）が、間接補助事業の実施に関し法令に違反したときは、規則第4条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- (20) 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第11号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

2 間接補助事業者が事業主体となって実施する事業に要する経費を市町村が補助する場合において当該補助に要する経費に対し交付する補助金（以下「間接補助金」という。）については、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 市町村は、間接補助事業者に対して補助金を交付するときは、前項各号に掲げる事項（(1)から(5)まで、(7)、(8)、(14)及び(18)中「知事」とあるのは「市町村長」と、(6)から(9)まで及び(14)中「県」とあるのは「市町村」とする。）を条件とすること。
- (2) 市町村は、(1)の規定により付した条件に基づき、その補助対象とする事業について、前項の(1)から(3)まで又は(7)に規定する場合の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 市町村は、(1)の規定により付した条件に基づき、間接補助事業者から前項の(4)又は(5)に規定する場合の報告があったときは、速やかに知事に報告するとともに、その指示を受けること。
- (4) 市町村が、(1)の規定により付した条件に基づき、間接補助事業者が前項の(6)又は(7)に規定する場合に該当したときにおいて、その収入の全部又は一部を納付させたときは、当該納付させたことによる収入の全部または一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (5) 市町村が、(1)の規定により付した条件に基づき、間接補助事業者が前項の(8)又は(9)に規定する場合に該当したときにおいて、間接補助事業者から補助金の返還を受けたときは、当該返還を受けたことによる収入の全部又は一部に相当する金額を県に返還しなければならないこと。
- (6) 市町村が、(1)の規定により付した条件に基づき、間接補助事業者が前項の(14)に規定する場合に該当したときにおいて、間接補助事業者から補助金の返還を受けたときは、当該返還を受けたことによる収入に相当する金額を県に返還しなければならないこと。

（交付申請書）

第5 規則第3条の規定による申請書及び添付書類は別記第2号様式のとおりとし、正副2部を別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、交付決定の変更を申請しようとする場合の申請書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

（変更の承認申請）

第6 第4の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第4様式による事業計画変更承認申請書及び添付書類正副2部を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7 第4の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8 第4の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号様式による事業中止(廃止)承認申請書正副2部を知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合の報告)

第9 第4の(4)の規定のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合には、別記第6様式による繰越等承認申請書正副2部を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第10 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第11 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期(第4・四半期は除く。)の末日現在において、別記第7号様式による遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出して行うものとする。ただし、当該四半期の末日現在における補助事業の遂行状況を記載した概算払請求書を提出したときは、これをもって遂行状況報告書の提出に代えることができる。

(実績報告書)

第12 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は別記第8号様式のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出時期は、補助事業の完了の日から起算して30日(繰越事業にあっては、15日)を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合においては、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。

また、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

3 規則第13条による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を規則第12条の規定に準じて提出するものとする。

(取得財産の処分制限)

第13 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、1件の取得価格が50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 農林畜産水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「農林水産省令」という。)別表に掲げる財産については、同表に定められている処分制限期間に相当する期間

(2) 農林水産省令別表に掲げる財産以外の財産で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に耐用年数が定められているものは、その耐用年数に相当する期間

(補助金の概算払)

第14 補助金の概算払については、別に定める。

(書類の経由)

第15 この要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄地域振興局長を経由して提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 22 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 22 年 10 月 21 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 3 月 18 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から実施する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

別表

事業	経費	補助率		軽微な変更
		国費	県費	
1 団体営 農業集落 排水事業	市町村等が農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1の第2の2及び運用2の第1の2(1)に定める農業集落排水事業を実施するに要する工事費及び土地改良区等が上記事業を実施するに要する工事費（以下この項において、「間接補助事業費」という。）を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費のうち、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2の取扱い2の第8の1(1)に定めのあるもの	補助事業費又は間接補助事業費の50%以内	—	次に掲げる変更以外の変更 ・補助事業者ごとの補助金の額の増減
	市町村等が農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）第2の1の別紙1の第2の1(1)及び(2)に定める農業集落排水施設整備事業（強靱化型、高度化型）を実施するに要する経費のうち、農村整備事業実施要領第9の1別記の1に定めのあるもの	補助事業費の50%以内	—	次に掲げる変更以外の変更 ○事業の内容の変更 ・事業主体の変更 ・工種の新設、変更又は廃止 ○経費の配分の変更 ・地区相互間の補助金の額の流用 ・工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が500万円以下の場合には500万円）を超える増減
2 団体営 農村振興 総合整備 事業	市町村等が農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1の第2の1及び運用1の第1の1に定める集落基盤再編事業を実施するに要する工事費及び土地改良区等が上記事業を実施するに要する工事費（以下この項において、「間接補助事業費」という。）を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費のうち、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-2の取扱い1の第8の1に定めのあるもの	補助事業費又は間接補助事業費の50%以内	知事が別に定める率	次に掲げる変更以外の変更 ・補助事業者ごとの補助金の額の増減
3 効果促 進事業	市町村等が農山漁村地域整備交付金実施要領別紙12第4に定める効果促進事業を実施するに要する工事費及び土地改良区等が上記事業を実施するに要する工事費（以下この項において、「間接補助事業費」という。）を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費のうち、農山漁村地域整備交付金実施要領第2の2、及び別紙12第6に定めのあるもの	補助事業費又は間接補助事業費の50%以内	—	次に掲げる変更以外の変更 ・補助事業者ごとの補助金の額の増減

